

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月23日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
希望が丘中学校 受水槽 FMバルブ他配管更新
- 2 履行場所
横浜市旭区東希望が丘118
横浜市立希望が丘中学校
- 3 契約日
令和8年3月24日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約金額
532,840円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市港北区高田東四丁目11番21号
有限会社 佐藤工業所
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
受水槽1次側配管から漏水。水道が使用できない状態となった。生徒の健康や教育活動への影響を考え、緊急契約にて修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立希望が丘中学校